介護予防事業における保健師等の人件費に関するQ&A

問1 地域支援事業交付金交付要綱において、介護予防事業のうち通所型介護予防事業及 び訪問型介護予防事業については、常勤の保健師の人件費は計上できないとされたが その理由如何。

(答)

介護予防特定高齢者施策の通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業に係る人件費のうち、常勤の保健師に係る経費については、老人保健事業のうち65歳以上の介護予防に資する事業(健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導)に要する常勤の保健師の業務量相当分を移行したところ。

この業務量相当分については、既に地方交付税において措置されていることから、当該事業に従事する常勤の保健師に係る人件費相当分については、地域支援事業交付金の対象から除かれるものである。

問2 通所型・訪問型介護予防事業における常勤保健師以外の人件費について、地域支援 事業交付金の取扱いはどのようになるのか。

(答)

地域支援事業交付金における人件費の取扱いについて、要点は次のとおりであり、具体的には、下記の表を参照されたい。

- 常勤の保健師の人件費は、特定高齢者把握事業、介護予防特定高齢者施策評価事業、介護予防一般高齢者施策については地域支援事業交付金の対象となること。
- 非常勤の保健師の人件費は、地域支援事業交付金の対象となること。
- 保健師以外の職種の人件費は、地域支援事業交付金の対象となること。

地域支援事業交付金の対象として計上できる人件費について

(〇印は人件費の計上が可)

12 1 1 1 1 1 1 2 1					
事業名		介護予防特定高齢者施策			介護予防
職種等		通所型・訪問型	把握事業	評価事業	一般高齢者施策
保健師					
	常勤	× ※1	O % 2	0	O % 3
	非常勤	0	O % 2	0	O % 3
その他の職員 (常勤・非常勤)		0	O % 2	0	O % 3

- ※1 人件費については地方交付税措置されており、計上不可。
- ※2 地域保健における訪問活動として悉皆的な訪問を行うことの計上は不可であるが、多様なルートから把握した特定高齢者に関する情報を踏まえて訪問する等の方法は、介護予防特定高齢者把握事業として計上可。
- ※3 介護予防一般高齢者施策において、一般の高齢者を対象にした保健師等の訪問活動は不可。

問3 通所型・訪問型介護予防事業において、地域支援事業交付金の対象とならない常勤保健師とは、市町村職員としての保健師であり、当該事業を委託している場合に委託先の職員が保健師の資格を持っている場合については関係ないということでよいか。また、委託先として、広域連合から市町村へ委託する場合が考えられるが、この場合はどうか。

(答)

- 1 通所型・訪問型介護予防事業において、地域支援事業交付金の対象とならない常勤保健師とは、市町村職員としての保健師であり、当該事業を委託している場合に委託先の職員が保健師の資格を持っている場合について適用されるものではない。
- 2 ただし、広域連合が市町村に委託する場合については、市町村が常勤保健師の人件費 を地方交付税により措置されている状況に変わりはないことから、広域連合において通 所型・訪問型介護予防事業における常勤保健師の人件費を計上することはできない。
- 問4 通所型・訪問型介護予防事業の常勤保健師の人件費については、地域支援事業交付金の対象とならないことから、地域支援事業の事業費の上限枠(2%:平成18年度)に含まれない(外枠)ということでよいか。

(答)

当該人件費については、地域支援事業の事業費の上限枠に含まれない(外枠)ものである。